



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。



減らそう、食品ロス！

食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

そんなに出てるの？

日本では、年間 643 万 t (※) で、これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量の 1.7 倍に相当します。

また、国民一人当たりで換算すると、「お茶碗約 1 杯分 (約 139g) の食べもの」が毎日捨てられていることとなります。

「もったいない」と思いませんか？

※農林水産省及び環境省「平成 28 年度推計」



大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です！

わたしにもできる、こんなこと

お買い物するとき

- 1、行く前に家にある食材をチェック！
- 2、家にある食材を優先的に使うことを考えて
- 3、使いきれ的分だけ買おう



お料理するとき

- 1、作りすぎない工夫を！
- 2、在庫一掃の日をつくって食べきろう
- 3、残った料理をリメイクしよう



保存するとき

- 1、買ったらすぐに下処理しよう
- 2、新鮮なうちに冷凍、解凍後もすぐ調理
- 3、冷凍できる食品を知ろう





最近の相談事例

ケース1 光回線サービス

固定電話が使えなくなる！？という電話にご注意を！

NTT 東日本とNTT 西日本は、2024 年以降、固定電話の IP 網への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定しています。

2024 年以降、
アナログ回線が廃止されます

ホント



今の電話は使えなくなります
光回線に切り替えませんか？

ウソ!

【ポイント！】

- ① 現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使えます。
- ② 移行に伴う手続きや工事はありません。

最近、光回線契約を巡るトラブルについての相談が多く寄せられています。

- ・勧誘時に契約に関する料金が正しく説明されていない。
- ・現在契約している事業者とサービスの変更契約をしたつもりが、別事業者との契約になっていた。
- ・当該地域一帯全ての世帯で光回線の変更が必要であるかのように説明されて契約してしまった。

などの相談もあります。

一定の範囲の電気通信サービスは電気通信事業法の解約ルールである初期契約解除制度が適応され、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、はがき等の書面を事業者へ送付することによって違約金の負担なく契約を解除できます。

ただし、契約解除までに利用したサービスの利用料、工事費用、事務手数料は契約に基づき支払う必要があります。



【ポイント！】

- ① 勧誘されてもすぐに返事をしないようにしましょう。
- ② 契約内容などを十分に確認し、内容が理解できない、必要がないと思ったら、きっぱり断りましょう。

ケース2 インターネットでの旅行予約

海外のインターネットサイトで予約した旅行を解約する際、高額な解約料を請求されたり、解約のため窓口にお問い合わせたものの、英語でしか対応してもらえず、話ができないといったトラブル事例が発生しています。



【ポイント！】

- ① 申し込む前には、契約条件や予約内容などの十分な確認を！
- ② 海外事業者が運営するサイトは、顧客対応窓口の日本語対応が可能か事前に調べましょう。

予約後は予約確認メールをすぐに確かめてください。トラブルに備えて予約確認画面を印刷し、精算が完了し旅行が終わるまで保管しましょう。



自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
 〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）
 ※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00
 13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索 



消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

消費生活センター相談窓口

【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295





「あれ？消費生活センターの電話番号なんだっけ？」というときには！

い や や
「188（局番なし）」にお電話ください！

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

消費者ホットライン「188」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内してくれます。

実際に電話をすると、どうなるの？

STEP1 電話機で「188」を押します。



STEP2 アナウンスが流れます。
郵便番号がわかる方は入力します。
わからなくても大丈夫です。



STEP3 アナウンスが流れ、
最寄りの相談窓口につながります。

※通話料金は、最寄りの相談窓口につながった時点からかかります。相談は無料です。

い や や
「188」にダイヤルすれば
全国どこからでもつながるよ！



消費者庁 消費者ホットライン188

イメージキャラクター

「イヤマン」



出前講座のご案内

福島県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

出前講座問い合わせ Tel 024-521-7736 まで

【テーマ例】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、消費者問題、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など

【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など

【講師】県消費生活相談員、金融広報アドバイザー(ファイナンシャルプランナー、司法書士等) など

【申込先】県消費生活センター(消費生活課) FAX 024-521-7982

※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。